

環境施設長期包括運営委託  
優先交渉権者決定基準書

平成30年10月15日  
館林衛生施設組合

# 環境施設長期包括運営委託 優先交渉権者決定基準書

## 目次

1. 総則 .....	1
2. 民間事業者の選定方法 .....	1
3. 審査の枠組み .....	1
1) 資格審査 .....	3
2) 提案審査 .....	3
4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法 .....	5
1) 非価格要素審査における点数化方法 .....	5
2) 価格審査の点数化方法 .....	6

## 1. 総則

本優先交渉権者決定基準は、館林衛生施設組合（以下、「本組合」という。）が環境施設長期包括運営委託（以下、「本運営委託」という。）を実施する運営事業者（以下、「運営事業者」という。）を募集・選定するにあたって、公募に参加しようとする応募者を対象に配布する公募説明書と一体となるものである。

優先交渉権者決定基準は、運営事業者を選定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、応募者が行う提案について、具体的な評価の方法及び評価の視点を示すものである。

## 2. 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、本運営委託の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

本運営委託は、長期包括運営委託を実施するため、専門的な技術やノウハウにより、長期間において安全・安心な施設の運営を行うものである。そのため、本運営委託を実施する運営事業者の選定については、運営業務に関する技術、事業遂行能力及び提案価格を総合的に評価する。

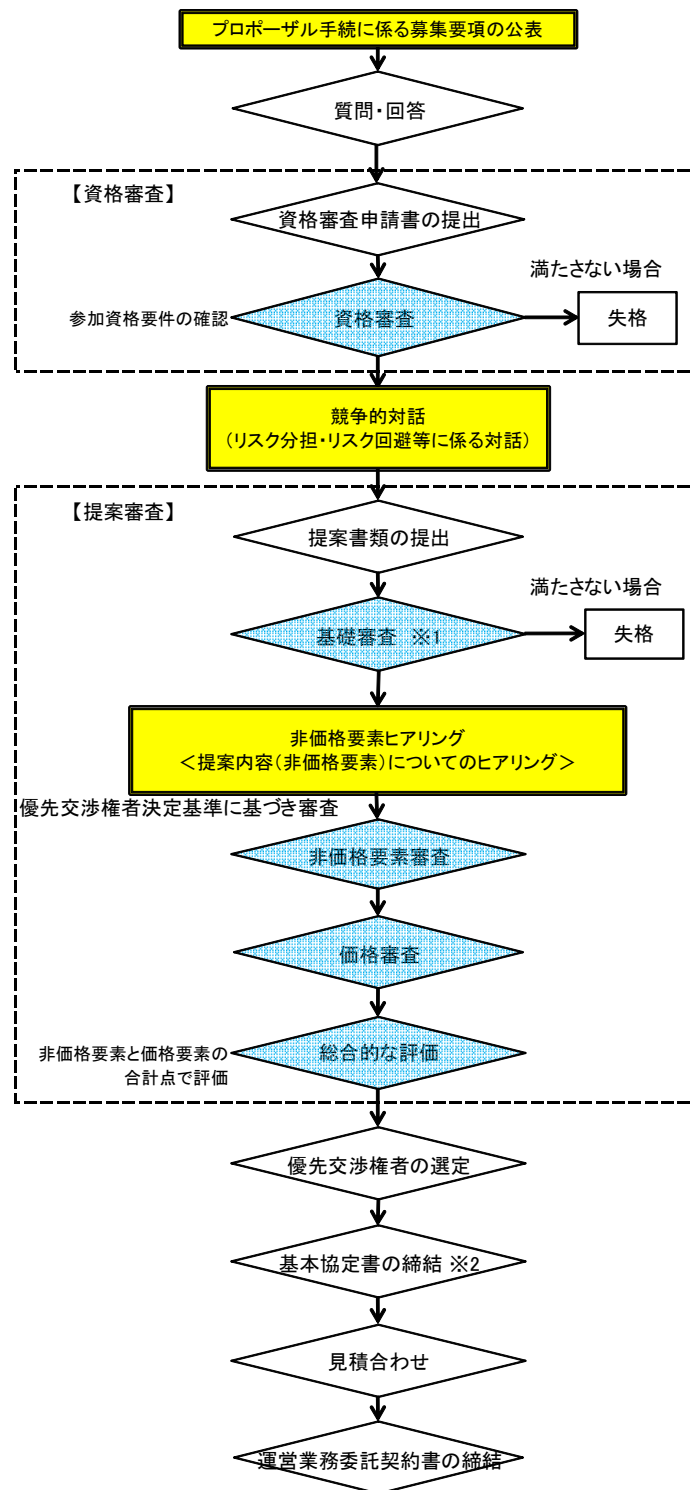
## 3. 審査の枠組み

審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」で構成される。

資格審査では、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者だけが第2段階の提案審査を受けることができる。なお、提案審査を行う前に施設に対する考え方、安全対策や事業効率性の考え方等について競争的対話を実施する。

第2段階の提案審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格審査」で構成され、非価格要素審査及び価格審査については、評価委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、本組合が優先交渉権者を決定する。

募集要項の公表から優先交渉権者の決定に至るまでの流れは、図1に示すとおりである。



※1 基礎審査 要求水準書に示されている基本内容の確認 等

※2 特別目的会社を設立する場合のみ

図1 優先交渉権者決定までの流れ

## 1) 資格審査

応募者より提出された資格審査申請書等から、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認し、結果に応募者に対し通知する。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

## 2) 提案審査

### (1) 基礎審査

資格審査に合格した応募者から提出された提案書類について、要求水準書等に示された性能要件を満たすものであること及び事業としての妥当性を有していることの審査を行う。

以下に、基礎審査における視点を示す。なお、要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は失格とする。

#### ①提案書類の審査

- ア. 必要である提案書類が揃っているか
- イ. 提案書類において書類間での整合が図れているか

#### ②提案書類と要求水準書の適合性

- ア. 要求水準を満たした技術提案がされているか
- イ. 業務計画書内の金額が妥当であるか
- ウ. 要求水準書及び契約条件を遵守しているか

### (2) 非価格要素審査

非価格要素提案書及び業務計画書の提案内容を以下に示す観点から評価し点数化する。なお、審査にあたりヒアリングを実施する。

- ①運営・維持管理体制についての考え方
- ②事業継続性についての考え方
- ③運営・管理業務についての考え方
- ④維持・補修計画についての考え方
- ⑤リスク管理計画についての考え方
- ⑥地域・社会・環境への貢献についての考え方
- ⑦その他

### (3) 価格審査

価格提案書に記載された金額が提案上限額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、提案上限額を上回った応募者は失格とする。

(4) 総合的な評価

(2) の「非価格要素審査点」と (3) の「価格審査点」を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格審査点}$$

なお、非価格要素審査点の満点を70点、価格審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法

1) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は70点とする。以下に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目及び配点、採点基準を以下に示す。

(1) 評価項目と配点

評価項目及び配点は、表1のとおりとする。

表1 非価格要素評価項目

番号	評価項目	評価の視点	配点	
1	運営・維持管理体制についての考え方	運営期間中の組織体制（連絡体制・事業の監視体制等）ならびに各施設の運営体制等を評価	10	10
2	事業継続性についての考え方	長期包括運営期間中における、安全かつ安定的なごみ処理の考え方を評価	10	10
3	運営・管理業務についての考え方	ごみ量、ごみ質の変動に対する対応策（運転計画の考え方について）を評価	5	10
		長期包括運営委託の実施における用役等の調達方法の工夫（安定供給・用役費削減の手法）を評価	5	
4	維持・補修計画についての考え方	経済的かつ効率的な維持・補修計画の内容を評価	15	15
5	リスク管理計画についての考え方	長期包括運営期間中のリスクの抽出及び回避策、リスク管理、リスク管理体制を評価	5	10
		緊急時における運営事業者の対応（組織体制及び対処方法等）について評価	5	
6	地域・社会・環境への貢献についての考え方	運営期間中における、地域・社会・環境面への貢献内容を評価	10	10
7	その他	本施設の自由提案	5	5

70 点

(2) 評価項目の採点基準

各評価項目において、次に示す5段階により評価、点数化する。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	AとCの間	項目ごとの配点×0.75
C	優れている	項目ごとの配点×0.50
D	CとEの間	項目ごとの配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	項目ごとの配点×0.00

2) 価格審査の点数化方法

価格審査点の配点は、30点とする。

価格審査点については、以下の方法で得点を算定する。

なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

【価格審査点の算出式】

$$\text{価格審査点} = 30\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$